事　務　連　絡
令和８年５月２７日

建設業者団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

中東情勢を踏まえた適正な請負代金の設定や適正な工期の確保の徹底について

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇等による公共工事の円滑な施工への影響が懸念されております。

このため、各省各庁、各特殊法人等及び各地方公共団体に対し、「中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和８年３月３１日付け）のとおり、適切な対応に努めるよう要請しておりましたが、適正な請負代金の設定や適正な工期の確保の徹底について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「入契法」という。）第２１条に基づき改めて要請しましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

別添

総行行第２７３号
国不入企第５号
令和８年５月２７日

各都道府県知事　殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長　殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長　殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議長　殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局長
（公印省略）

中東情勢を踏まえた適正な請負代金の設定や適正な工期の確保の徹底について
（要請）

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇等による公共工事の円滑な施工への影響が懸念されております。

このため、「中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和８年３月３１日付け総行行第１６１号・国不入企第３９号、別添参照。）のとおり、適切な対応に努めていただくよう要請していたところです。

しかしながら、一部の公共発注において、工期延長や増額変更等の取組が必ずしも徹底されていない事例が見受けられることから、今般の中東情勢を踏まえ、適正な請負代金の設定や適正な工期の確保の徹底について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「入契法」という。）第２１条第２項に基づき改めて要請します。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対

しても周知をお願いいたします。

記

１．適正な請負代金・工期の設定について

○予定価格の設定にあたっては、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映すること。

○工期の設定にあたっては、資機材の納期を勘案すること。

２．適切な契約変更について

○受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。特に建築工事においてこの趣旨が徹底されていないとの指摘があることから、適切に対応すること。

○令和６年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）において、スライド条項の運用基準の策定や適切な契約変更の実施等が公共発注者の責務とされたことも踏まえ、スライド条項を設定し、適切に運用するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。

○資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出があった場合には、入契法第１３条第２項に基づき誠実に協議に応じること。

○スライド条項の適用にあたっては、受注者の手続きが煩雑である等の課題について指摘されていることから、手続きや提出書類の簡素化に努めること。

○円滑な価格転嫁を実施するため、必要に応じ、入札及び契約担当部局、工事実施担当部局、財政担当部局その他の関係部局の相互の連携を図ること。

３．最新の情勢の把握等について

○情勢が極めて流動的であることから、施工への影響の把握に努めるとともに、発注者として把握している情報に関し受注者に対し可能な限り情報の提供を行うことや、受注者からの相談に対して誠実に応ずるなどにより、受注者の不安の解消に努めること。

○中東情勢の影響を踏まえた建設資材の価格高騰や供給不足に関する情報提供ならびに具体的な相談については、本年４月２日より、下記リンク先のワンストップポータルに新たに設置された相談窓口にて受け付けているため、必要に応じて事業者に案内するとともに、各発注者におかれても、中東情勢を受け、情報提供や相談等があれば、本窓口を活用すること。

（参考）中東情勢関連対策ワンストップポータルリンク

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/chuto_josei.html

国不入企第５号
令和８年５月２７日

各省各庁公共工事発注担当局長　殿
各省各庁特殊法人等所管担当局長　殿

国土交通省不動産・建設経済局長
（　公　印　省　略　）

中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について（要請）

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇等による公共工事の円滑な施工への影響が懸念されております。

このため、「中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和８年３月３１日付け国不入企第４０号、別添参照。）のとおり、適切な対応に努めていただくよう要請していたところです。

しかしながら、一部の公共発注において、工期延長や増額変更等の取組が必ずしも徹底されていない事例が見受けられることから、今般の中東情勢を踏まえ、適正な請負代金の設定や適正な工期の確保の徹底について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「入契法」という。）第２１条第１項に基づき改めて要請します。

また、各特殊法人等を所管する局長におかれては、所管する各特殊法人等に対して、本要請の確実な周知をお願いします。

記

１．適正な請負代金・工期の設定について

○予定価格の設定にあたっては、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映すること。

○工期の設定にあたっては、資機材の納期を勘案すること。

２．適切な契約変更について

○受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、工期延長等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。特に建築工事においてこの趣旨が徹底され

ていないとの指摘があることから、適切に対応すること。

○令和６年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成１７年法律第１８号）において、スライド条項の運用基準の策定や適切な契約変更の実施等が公共発注者の責務とされたことも踏まえ、スライド条項を設定し、適切に運用するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。

○資材価格の高騰等の理由で受注者から契約変更の協議の申し出があった場合には、入契法第１３条第２項に基づき誠実に協議に応じること。

○スライド条項の適用にあたっては、受注者の手続きが煩雑である等の課題について指摘されていることから、手続きや提出書類の簡素化に努めること。

○円滑な価格転嫁を実施するため、必要に応じ、入札及び契約担当部局、工事実施担当部局、財政担当部局その他の関係部局の相互の連携を図ること。

３．最新の情勢の把握等について

○情勢が極めて流動的であることから、施工への影響の把握に努めるとともに、発注者として把握している情報に関し受注者に対し可能な限り情報の提供を行うことや、受注者からの相談に対して誠実に応ずるなどにより、受注者の不安の解消に努めること。

○中東情勢の影響を踏まえた建設資材の価格高騰や供給不足に関する情報提供ならびに具体的な相談については、本年４月２日より、下記リンク先のワンストップポータルに新たに設置された相談窓口にて受け付けているため、必要に応じて事業者に案内するとともに、各発注者におかれても、中東情勢を受け、情報提供や相談等があれば、本窓口を活用すること。

（参考）中東情勢関連対策ワンストップポータルリンク

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/chuto_josei.html